第12期第3回福岡県個人情報保護審議会会議録

1 開催日時

平成26年9月18日(木) 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟特9会議室

3 出席者(五十音順)

石 坂 裕 毅 委員

岡本博志会長

小 林 登 委員

櫻 井 幸 一 委員

原田憲正委員

森 咲子委員

4 審査事項

- (1) 電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について (諮問・答申)
 - ・インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供 事務
 - ・インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域 通訳案内士登録情報提供事務
- (2) その他

5 会議の内容

【岡本会長】

それでは、予定した方はおそろいのようですので、ただいまから第12期第3回福岡 県個人情報保護審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、事務局から報告事項がありますので、お願いいたします。

【事務局】

本日は、委員9人中6人の方に御出席いただいておりますので、福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、本日、傍聴者はおりません。 事務局からは以上でございます。

【岡本会長】

ありがとうございます。

それでは、お手元に本日の次第が配付されていると思いますが、それに沿って本日の 議事を進めてまいります。

○電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について(諮問・答申)

【岡本会長】

議事としては、「電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について」ということで、諮問が2件ございます。インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供事務、もう1点が、インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務です。順次この審議をいたしますが、まず第1点について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の高尾と申します。よろしくお願いします。

先ほど会長から御説明がありましたように、次第の3(1)にも記載がありますけれども、電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について、今回は2件諮問されております。

前回の審議会でも御説明させていただきましたが、条例第6条について簡単に確認させていただきます。お手元の個人情報保護事務の手引の19ページを御覧ください。電子計算組織の結合による提供の制限についてです。上の囲み部分を御覧ください。

「条例第6条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。(1)法令に定めのあるとき。(2)公安委員会又は警察本部長が、専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。(3)福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。」と規定されています。

今回諮問されています二つの事務について、福岡県のインターネットホームページに個人情報を掲載するので、この電子計算組織の結合による提供の制限を受けることになります。例外規定の条例第6条第3号に基づき、本審議会で、当該事務が公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められれば、実施機関は情報の提供を行うことができます。

それでは、まず一つ目の事務、インターネットのホームページによる福岡県知事登録 旅行業者等登録情報提供事務の内容について、所管課である観光・物産振興課の方から 具体的に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【諮問実施機関】

商工部観光・物産振興課の平田と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

お手元の資料の3ページをお願いします。

【事務局】

資料1の方ですね。

【諮問実施機関】

資料1の3ページをお願いします。そちらに旅行業法の事務の概要を簡単にまとめて おります。

旅行業法におきましては、旅行業務に関する取引の公正の維持や旅行の安全を確保するため、旅行業務等を営む者について登録制度を規定しているところです。ここでいう旅行業とは、報酬を得て、運送・宿泊サービス等の行為を行う事業をいい、旅行業者代

理業とは、報酬を得て、所属旅行業者のために、運送・宿泊サービス等の行為について 代理して契約を締結する行為を行う事業をいうと定めております。

次に、旅行業等を営む場合は、登録行政庁の行う登録を受けなければならないということで、資料の中ほどに表を付けております。この表で、登録業務の範囲と登録行政庁の区別をしております。この表の右側上方に、募集型の企画旅行と受注型の企画旅行と書いておりますけれども、いわゆる新聞やチラシで、「ロンドン・パリ、5日間、何十万」といった旅行パッケージ商品を販売しているものを募集型の企画旅行といいます。一方、「今度、職場旅行で原鶴に行きたいけれども、1泊2日で、旅館に泊まって、フルーツ狩りに行ってみたい」といったオーダーに基づいて企画する旅行を受注型の企画旅行といいます。

これを説明しますと、第1種と呼ばれている種別については、登録行政庁は観光庁長官、いわゆる国になります。

第1種というのは、大手の企業でして、これは募集型企画旅行の海外・国内、受注型 企画旅行の海外・国内が取扱い可能ということになっております。

次いで、第2種、第3種、地域限定については、主たる営業所の所在地を管轄する都 道府県知事となっています。

第2種は募集型企画旅行の海外はだめですけれども、国内は可能、受注型企画旅行については、海外も国内も可能ということになっております。

第3種については、募集型企画旅行の海外はだめ、国内については、事業所のある市町村及び隣接市町村を回るもののみ可能、受注型企画旅行については、海外、国内とも可能となっております。

地域限定というのが、これも都道府県知事の登録になるのですが、募集型は海外がだめ、国内も同様に、事業所のある市町村及び隣接市町村のみとなっております。受注型 企画旅行は、海外はだめ、国内については、その市町村及び隣接市町村を回るもののみ となっております。

旅行業者代理業につきましては、所属旅行業者の委託によって成立していますので、 その委託の範囲内であれば受注可能という取扱いになっております。

続きまして、登録行政庁、県や国が登録する項目につきましては、表のとおりまとめております。基本的に公開項目の考え方につきましては、利用者の利便性の向上、及び無登録営業による被害の未然防止という観点から必要な情報として、項目を考えております。

一番左に法律上登録する項目を並べております。そのうち、公開しようと考えている項目を右側に書いております。登録番号、登録年月日、第1種から第3種までの種別、地域限定等が公開項目、氏名(名称)及び住所につきましては、氏名(名称)のみを公開しようと思っております。代表者氏名は公開しない予定です。商号は公開し、主たる営業所所在地は公開します。その他の営業所所在地までは、公開は考えておりません。所属旅行業者の名称・住所につきましては、名称のみ。これは旅行業者の代理業を営む者については、所属旅行業者をきちんと表示する必要があるので、名称だけ公開するように考えております。有効期限ですけれども、これは法律で、一度登録すれば5年有効となっていて、5年後にまた更新作業があるのですけれども、分かりやすいように、有

効期限として公開するように考えております。

続いて、5ページをお願いします。5ページに諮問理由を載せていますけれども、これは今回、個人情報を公開しようということに至った背景を書いています。ここを簡単に御説明いたします。

今般、東京都において旅行業登録を抹消された事業者が、無登録のまま航空券の手配を行い、旅行者から代金の振込があったにもかかわらず、突然業務を停止し、多数の旅行者に対し航空券が未着となるという事案が発生しております。

また、本県においても、旅行業の登録を抹消したにもかかわらず、その後も引き続き 旅行の募集を行っていたという事案も発生しております。

こういったことが起こらないように、国の方では旅行者に対して、旅行の申込みをする際には、その旅行業者がきちんと旅行業法に基づく業者かどうか確認するよう啓発を行っていますけれども、今回こういった事例が発生し、旅行業者の登録情報に関する社会的関心が非常に高くなっており、旅行者からの旅行業者の登録情報の問合せが増加している状況にあります。

こういった実態を受けて、平成26年7月、国から各都道府県に対しまして、登録業者及び旅行業者代理業者の登録情報につきまして、ホームページ等により公開し、これを定期的に更新するなどの取組を行うよう要請されました。

そこで、こういった状況に鑑みまして、利用者の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止のため、旅行業者及びその代理業者の登録情報を公開することを考えております。

16ページを御覧ください。

こちらは、今回ホームページで登録しようとする情報のイメージですけれども、種別、登録番号、名称(商号)、主たる営業所所在地、登録年月日及び有効期限を記載するといった形で登録しようと考えております。

以上、よろしく御審議お願いします。

【岡本会長】

というような御説明でございました。 3ページに「旅行業者及び旅行業者代理業者の登録について」がありまして、7ページに旅行業法の抜粋が載っております。それから 12ページに施行規則が載っておりまして、それぞれ登録をしなければならないとか、旅行業法第 6条の2に登録の有効期間は5年であるといったことが書いてあります。それから、具体的な第 1 種、第 2 種、第 3 種の業務については、施行規則のほうに出ておりますけれども、見ただけでは区別がよく分からないのですが、そういったことで、登録を申請する先が違うということです。これについて、諮問理由として5ページ、それから、その範囲について、6ページに書いてあります。15ページで、こういう事故があったので、登録を公開しておく必要があるのではないかということで、よろしくお願いしますという観光庁観光産業課長からの通知が来て、本県でもそれに合わせて対応しましょうという内容でございます。

何か御質問等ございませんか。

【原田委員】

3ページの下の表がありますよね。左側に項目があって、上から4番目に氏名(名称

)及び住所というところです。それで16ページを見ますと、名称は分かるのですが、 次が商号と。僕は最初パッと見たとき、氏名かと一瞬戸惑ったのですけれども、いわゆ る商号ということですよね。違うのですか。

【諮問実施機関】

3ページの項目の表の上から4番目の氏名(名称)というのは、個人事業者を想定していまして、括弧書きの名称というのは、法人名を想定しています。商号というのは別項目として、その2行下に商号があります。これは別途ということで、公開については名称と商号という形で考えています。

【原田委員】

そういうことですね。

【岡本会長】

ほかにございませんか。

【原田委員】

それから、資料1の表紙のインターネットのホームページ、今は説明を聞いたから分かるのですけれども、一瞬、インターネットホームページというのはどこのホームページかと。感じとしては分かるのですけれども、県のホームページですよね。僕だったら県のホームページと書きますけれども。まあ、参考に。

【櫻井委員】

ほかの県も大体同じようにやっているのですか。

【諮問実施機関】

ほかは、公表済の県が20県あります。それ以外は、今準備中とか検討中ということで、半数弱ぐらいがホームページに掲載しています。

【岡本会長】

原田委員の話ですけれども、「ホームページ」というのも本当は古くて、「ウェブサイト」という言い方をしています。英語ではウェブサイトと言います。

そのほかよろしいですか。

【石坂委員】

この体の情報というのは、ほかにもいっぱい似たようなものが出てくるのではないで すか。こういう資格というか。

【岡本会長】

ほかの業種も、既に幾つかあると思うのですけれども、どうですか。建設業なんかで 前にあったような気がします。

【石坂委員】

結局、それに一々対応することになるのでしょうか。まとめて、こういうのはひっくるめて対応する方が効率的な気がするのですけれども。

【森委員】

こういう資格が要るものに関してということですよね。

【事務局】

県のホームページに行政情報を提供する事務については、個々の事案というよりは、 最低限こういう基準を満たしておけば良いという答申は以前いただいていています。 個人情報保護事務の手引の273ページから274ページにかけての11番という項目で、ホームページによる行政情報提供事務というのは以前いただいているのですけれども、その後、個々の事案が出てくるたびに、こうやって答申をいただいている状況です。ホームページに行政事務を提供するというのは、ホームページ自体は個人情報に対するセキュリティは変わらずきっちりできているということを前提に、提供する意義があるのかどうかというところを中心に御審議いただいています。

委員がおっしゃったように、昨今、件数も増えてきておりますので、ホームページに掲載する分については、条例上、何か措置ができないかということは課内では話しておりまして、今度、番号法に基づいて大幅に条例改正を行うときに、そこも見直したいなということは課内では検討中です。

【岡本会長】

何か事故が起こるたびに安全を期してと言うけれども、業務別は今さらで、同じような目的で、同じようなやり方をするなら、もう定型的に処理するのが簡単かもしれないとは思います。ただ、現状では条例の規定で審議会の意見を聴いてということになっているので、その例外を条例の中に差込まないと、ちょっと処理できないという現状です。事務局でも検討中ということで、最後は議会がお決めになることですけれども、そういう意見、あるいはそういう動向であるということでとめておきます。

【森委員】

住宅の販売や詐欺の防止で登録が必要なものは、まとめて出すとなると良いのかなと 私も感じたのと、あと、この登録業者をもし載せるとき、ホームページの使い勝手の問 題ですけれども、かなり数があるので、表示されていても、使用する人が探せないと意 味がないような気がします。ですので、福岡市博多区で調べられるとか、名前の振り仮 名で検索ができるとか、そういった探す工夫があると利用者としては便利かなと感じま した。

【岡本会長】

それはホームページなりウェブサイト自体の利便性で。

【森委員】

そうですね。個人情報とはちょっとずれますけれども。

【岡本会長】

アクセスしやすいような、検索しやすいような工夫をお考え願いたいという意見でございます。

では、そういうことでございますが、条例の規定からすると、現状では諮問を受けて 答申をするということでございます。

そのほか、何か。

【全委員】

なし

【岡本会長】

なければ、答申案について説明をしてください。

【事務局】

それでは、答申案について説明いたします。資料1の1ページを御覧ください。

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について(答申)(案)

平成26年8月22日26観物第926号により諮問のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

事務の名称、インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供事務。

所管課名、観光·物產振興課。

事務の目的、インターネットホームページに福岡県知事登録旅行業者等登録情報を掲載し、時間的・場所的な制約を超えて積極的に情報提供をすることにより、県民等の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止を図る。

識別される個人の類型、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条及び旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第1条に基づき福岡県知事に登録された旅行業者等のうち、個人事業者。

提供する個人情報の種類、旅行業者、種別、登録番号、氏名又は名称、商号、住所(主たる営業所のみ)、登録年月日、有効期限。旅行業者代理業者、登録番号、氏名又は名称、商号、住所(主たる営業所のみ)、登録年月日、所属旅行業者の氏名又は名称。 提供の相手方、県民等(インターネット利用者)。

公益上の必要性、近年、旅行業者の無登録営業が見られ、他県においては旅行者が被害を受けていることから、旅行者からの旅行業者登録情報の問合せが増加している。そこで、インターネットホームページに福岡県知事登録旅行業者等登録情報を掲載し情報提供することにより、県民等が旅行申込時に随時これらの情報を入手できるようになり、県民等の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止を図ることができる。

個人情報についての必要な保護措置

- (1) ホームページにおいて、福岡県知事登録旅行業者等登録情報の登録等の操作を行うことのできる職員等が限定され、かつ、操作した職員等が I D・パスワードにより特定できること。
- (2) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること
- (3) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。

これらの保護措置というのは、福岡県のホームページということで、全庁的に統一的なセキュリティ対策等はきちんとされていることを前提に、こういった措置が講じられているということになりますので、答申案の上段3行目のとおり、これらの提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるという結論にしております。

答申案の説明は以上です。

【岡本会長】

この答申案について、何か御意見等ございませんか。

【全委員】

なし

【岡本会長】

ということで、条例第6条第3号により問題ないということで、原案のとおり答申を いたします。

では、これの「案」が消えます。

引き続き、2件目について説明をお願いします。

【事務局】

2件目も同じく、電子計算組織の結合による提供の制限に関するものですので、 事務の説明を所管課にお願いしたいと思います。

【諮問実施機関】

それでは、お手元の資料2の3ページを御覧ください。通訳案内士法等事務の概要と 書いております。

通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士(特区ガイド)の登録について御 説明いたします。

まず通訳案内士ですが、これは国家資格で、観光庁が実施する通訳案内士試験に合格 し、都道府県知事の登録を受けた者は、報酬を得て、通訳案内、これは外国人に付き添 い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことができると規定されております。

もう一つ、特区ガイドにつきましては、平成25年度に九州7県及び福岡市で共同申請しました地域活性化総合特別区域計画、いわゆる特区の申請ですけれども、その中で、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業というのが国に認定されております。これによりまして、九州7県及び福岡市が行う中国語と韓国語、平成26年度からはタイ語が認定されました。中国語、韓国語、タイ語につきまして通訳案内に関する研修を終了し、都道府県知事の登録を受ければ、特区ガイドとして、九州域内に限っては有償によるガイド活動が可能となっております。

登録行政庁については、総合特別区域法におきまして、指定地方公共団体が二以上ある場合、今回のように九州 7 県ある場合は、地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体が行うとされており、これらは各県協議の上、特区ガイドの需要が多く見込まれるということで、本県が登録を行うように定めております。

今回、通訳案内士及び特区ガイドの登録情報を積極的に提供することによりまして、利用者の利便性を向上させるとともに、通訳案内士及び特区ガイドがより一層活躍できるよう環境整備を図り、外国人観光客の誘致を促進し地域経済の発展を図るという目的で公開を考えております。

公開項目につきましては、3ページの下の表に記載しておりますけれども、登録項目に氏名、生年月日、住所、登録番号等があります。公開項目につきましては、そのうち氏名、住所、登録年月日及び外国語の種類。他にも、代理人の住所・氏名とありますが、これは何かというと、今回、国内に住所を有しない者(非居住者)、いわゆる外国に住んである方も特区ガイドとして登録が可能になりますので、その方が代理人を定めなければならないと法律上規定しています。その代理人の住所につきましては、氏名・住所を公開項目と考えております。それで、連絡先、メールアドレス、電話番号及び自己PRの欄を考えています。

具体的なイメージは7ページに表を載せております。この表の左肩上に韓国語と書いていまして、そこに氏名、住所、連絡先、自己PR及び登録年月日。非居住者につきま

しては代理人の氏名・住所を記載することにしています。

これは、先ほどの旅行業については犯罪の未然防止という観点から考えていましたけれども、こちらの通訳案内士関係については、むしろ通訳案内士や特区ガイドの方々を有効に活用して、活躍する場を提供して、外国人観光客をどんどん誘致していこうという方針で公開を考えております。そこで、本人の自己PRとして、例えばここにはガイド歴何年とか、韓国留学経験ありなどと書いておりますけれども、神社・仏閣に強いとか、そういった知識が豊富だといったことをアピールしていただければと考えております。

以上でございます。御審議をお願いいたします。

【岡本会長】

何か御意見はありませんか。

【櫻井委員】

気が付いたのですけれども、個人情報保護というより、宣伝によって助けるみたいな雰囲気なので、ちょっとここで議論する案件なのかなと思って。御本人たちが同意して、宣伝したいという趣旨ですよね。だから、趣旨がちょっと違ったかなと感じた次第でした。

【岡本会長】

私が言うのも何ですが、通訳案内士法という法律が8ページについています。これも 抜粋でしょうけれども。そもそも観光庁が実施するのかな、観光庁長官が実施するのか な。試験に合格した者だけがやるということですけれども、実際に業を行うためには登 録しておかなければなりません。それぞれ登録証を交付されて動くということです。

次の9ページを見ますと、「第二十七条 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。」ということで、要するに、自分が関係する業者、個人がまともであるかどうかについては、チェックしようとすればできるけれども、これをホームページにアクセスすることによって閲覧が容易になる、つまり、自分が頼む予定の人は大丈夫そうな人か、あるいは自分の好みに合うかということも含めてでしょうけれども、業者から見れば宣伝の様相はあるけれども、もともとのシステムからすれば、この業自体を自由に行えるのではなく、大丈夫な人のみにやらせるということですから、やはり利用者の安全を考慮したシステムになっているわけです。そういう意味では単なる宣伝に留まらないということがあります。もちろん、個別に聞いていけば、どうぞ載せてください、あるいはもっといろいろ載せてくださいという人が出てくるかもしれません。全般的にこの業界の活動も消費者に対する安全性が配慮されていると理解されますが。

【櫻井委員】

前に議論した旅行業者は、基本的に全員、同意は取らずに……。

【事務局】

はい。同意は取りません。

【櫻井委員】

そうですね。それで、こっちは御本人たちの同意の上で、ノーとおっしゃれば掲載しないというのは温度差があるなと思いまして。

【諮問実施機関】

基本的にこちらの通訳案内士、特区ガイドは閲覧に供しなければならないということで、閲覧の希望があれば、登録内容は必ず全部公開するという形はとっています。そちらで、その道を遮断はしていないわけですけれども、ホームページで公開することで、無資格ガイドの取締りという面もありますが、むしろガイドさんにもっと活躍してもらうという意味合いで公開を行います。

【事務局】

今回、特区事業、特区ガイドということで、特区事業は観光・物産振興課がやっているわけですけれども、それも県の行政の中の一つの業務で、地域の活性化というところでほかの県や市と共同して事業を行う中での特区ガイドの公開ということになります。 大きなところで考えると、地域の活性化という公共の福祉の目的もありますので、副次的にガイドさんがもうかるみたいな話も出てくるかもしれないですけれども、というよりは、特区事業をうまくもっていくための方策の一つではないかと思います。

【岡本会長】

こちらから言うと、感じとしてはやはりPRですか。

【櫻井委員】

いや、おっしゃったように、私もそうで、ここで議論するのは常に個人情報保護の観点からすると……。 PRは結構ですけれども、こういう議論は個人情報保護という立場で常に審議いただくのが一番良いかなと思います。

【事務局】

ホームページに載せる目的としては、今言ったように、特区事業をうまく生かして地域の活性化をというところもあるのですけれども、個人情報なので、掲載することによって個人情報が漏えいしたり、侵害されるおそれは残っているので、そこのところは条例に従って審議すると。

【櫻井委員】

通訳士の方は、御本人の同意の有無が関わるので個人情報保護という印象がありますが、前者の方は、逆に強引に公開するのですね。お墨付きをあげていますみたいなことでですね。この2件とも、ここで議論することですかね。そういう趣旨だったのかなと思って。

【岡本会長】

本人の同意があるという限りでは、個人情報の収集や利用は良いけれども、ただ、インターネットに接続するということだけ考えると、やはり引っ掛かるのかなということですね。

前回の九州歯科大学の案件でも、そもそも本人に簡易にアクセスさせるというので問題があるのか?と言うのだけれども、やはりインターネットで接続させるからにはそれなりの安全性を確保する必要があるという側面を重視すると、ようございますかと諮問しなければならないという事業でしたから。

【櫻井委員】

そうすると、この通訳士の案件は福岡県が初めてですか。特区でやりたいとおっしゃっているので。

【諮問実施機関】

この特区については九州7県でやっている事業内容になります。

【櫻井委員】

この名簿別に公開するという。前の旅行業者は20県ぐらいが掲載するということだったので。

【諮問実施機関】

それに関しては、特区事業で、例えば大阪とか北海道とか、その地域限定の通訳案内 士というのも規制緩和で認められておりまして、そちらは登録後に一部公開していると ころがあります。

【櫻井委員】

インターネット上にですか。

【諮問実施機関】

はい。

【櫻井委員】

そうですか。だから、既にどこでもやり始めているということですね。

【諮問実施機関】

そうですね。

【櫻井委員】

分かりました。

【岡本会長】

特区に関しては、要するに九州 7 県及び福岡市だからいっぱいあるけれども、3 ページの説明では、指定地方公共団体が二以上ある場合には、どれか一つが代表してやると書いてあります。これは福岡県だけでやるのですか。

【諮問実施機関】

登録事務は本県だけですけれども、この答申後、協議して、もしよろしければ、各県 にリンク等を張って、情報を共有できる形にしたいなとは思っております。

【小林委員】

あまり関係ないのかもしれませんが、ちょっと私が気になったのは住所です。これは そもそも住所をなぜ載せるのかなと思いました。もちろん同意があればいいわけなので すが。これは通訳案内士法上、登録のときには住所を登録して、さらに登録簿は公衆の 閲覧に供するとなると、法律上、この住所が閲覧されてしまう形になっているわけです か。

【諮問実施機関】

そうです。ただ今回、あえてホームページに住所を載せるというイメージは、例えば同意書の中で、福岡市の何番地まで載せたいか、若しくは博多区でやめたければ福岡市博多区という公開もありかなと考えています。それに載せるのは、例えば旅行会社の方が福岡市に来る外国人の方を案内してもらいたいとなると、やはり福岡市に住んでいる方にお願いして、すぐ来てもらえる形で依頼できればと思っています。北九州市とか鹿児島、宮崎の方に需要がある場合は、そちらの方に連絡してもらって、こういった所に来て、案内という形ができるかなと思っております。

【岡本会長】

実際の連絡が、それ自体がインターネットなのか電話なのか知りませんけれども、ま あ業者ですから。

【小林委員】

今の話だと、住所は一部だけ載せることも可能だということですよね。

【諮問実施機関】

はい。

【岡本会長】

そのほかに何か御質問等ございませんか。

【全委員】

なし

【岡本会長】

それでは、答申案について説明をしてください。

【事務局】

資料2の1ページを御覧ください。

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について(答申)(案)

平成26年8月22日26観物第970号により諮問のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

事務の名称、インターネットのホームページによる通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報提供事務。

所管課名、観光·物產振興課。

事務の目的、インターネットホームページに通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報を掲載し、時間的・場所的な制約を超えて積極的に情報提供することにより、県民等の利便性の向上及び外国人観光客の誘致促進・地域経済の発展を図る

識別される個人の類型、通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条及び総合特別区域法(平成23年法律第81号)第43条に基づき福岡県知事に登録された通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士。

提供する個人情報の種類、氏名、住所、連絡先(電話番号、メールアドレス)、自己 PR、外国語の種類、登録年月日、代理人の氏名・住所(非居住者のみ)のうち、本人 が同意した個人情報のみ。

提供の相手方、県民等(インターネット利用者)。

公益上の必要性、インターネットホームページに当該情報を積極的に掲載し情報提供することで、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士を必要とする県民等が随時当該情報を入手できるようになり、利便性が向上するだけでなく、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士がより一層活躍できるよう環境整備を図ることで外国人観光客の誘致促進・地域経済の発展に資するものである。

個人情報についての必要な保護措置

(1) ホームページによる個人情報の提供について本人の同意があり、かつ、提供する

個人情報の範囲について本人が選択できること。なお、本人が未成年である場合は 、本人及びその法定代理人の双方について同様の措置が講じられること。

- (2) ホームページにおいて、通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士登録情報の登録等の操作を行うことのできる職員等が限定され、かつ、操作した職員等が I D・パスワードにより特定できること。
- (3) ホームページで提供されている個人情報について、本人又はその法定代理人から 誤りがあるとして申出があった場合又は継続して提供されることを望まない旨の申 出があった場合には、直ちに当該個人情報の提供を中止する措置が講じられること
- (4) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること
- (5) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。

こういった措置等については講じられるということで、答申案の上の方の表題下3文、これらの一部の個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるという結論にしております。

答申案の説明は以上です。

【岡本会長】

今の説明について、何かお尋ねはありませんか。

【全委員】

なし

【岡本会長】

私の方から質問します。

個人情報についての必要な保護措置の(3)のところで、「継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合」は、提供を中止する措置をとるというのは分かりますが、その前の、「誤りがあるとして申出があった場合」には、訂正するかどうかという問題になって、直ちに中止するという話ではないと思いますが、そこは言い足りないのではないですか。あるいは単純に、「誤りがあるとして申出があった場合」というところを削ってしまって、継続しなくてよいと言われたら中止しますというだけか、どちらか。

【事務局】

それか、分けますかね。誤りがある場合には、直ちに個人情報を訂正する措置が講じられることとなりますと……。

【岡本会長】

あるいは、誤りがあるからどうのこうのという箇所を全く削るか、どちらかでしょう

【事務局】

これは誤りがある場合だけじゃなくて、変更があった場合も変更するのですよね。全部書かなきゃいけなくなりますよね。

【森委員】

それか、この下に、当該個人情報の修正又は提供を中止する措置を講じるとか。

【事務局】

何か入れないといけないなら、変更も書かないといけないし。 誤り若しくは変更が……。

【岡本会長】

誤りだけじゃなくて、確かに変更もあり得ますね。

【事務局】

誤り若しくは変更があるとして申出があった場合、又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、直ちに当該個人情報の修正……。長いですかね。

【石坂委員】

でも、それは公開するところの話ではなくて、元のデータの修正の話であって、関係ないのではないかと思いますけどね。だって、公開しているのは元のデータの内容でしょう。修正が入ったらこっちが変わるだけであって。こっちが変われば、自動的に公開している分も変わるわけですから、そこは必要ない。そんなに書くことはない。

【事務局】

では、前半を削ってですね。

【岡本会長】

「誤りがあるとして申出があった場合又は」までを削ってしまいますか。ということ でよろしいですか。その方が簡単にはなりますね。

では、今の点を修正して答申といたします。

【事務局】

ありがとうございます。

【岡本会長】

では、諮問に関する議事の件は以上で終わりますが、その他が2番目に上がっていますけれども、事務局から何かございますか。

【事務局】

特にございません。

なお、次回の審議会の全体会の日程でございます。現在のところ、諮問案件は特にご ざいませんので、全体会を開催する必要が生じたときに改めて御連絡させていただきま す。

なお、第二部会につきましては、番号法の第三者点検の関係で、12月以降の開催を 予定しております。第二部会の委員の先生方を申し上げますと、石坂委員、岡本部会長 、櫻井委員、森委員、溝田委員になっております。日程は調整の上、早い時期に御連絡 させていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

この後すぐに不服申立部会を開催いたしますので、恐縮ですが、不服申立部会の委員 の方はそのままお待ちください。

以上でございます。

【岡本会長】

何かそのほか、各委員の皆さんから発言はございませんか。

【全委員】

なし

【岡本会長】

では、以上をもって本日の議事を終了いたします。